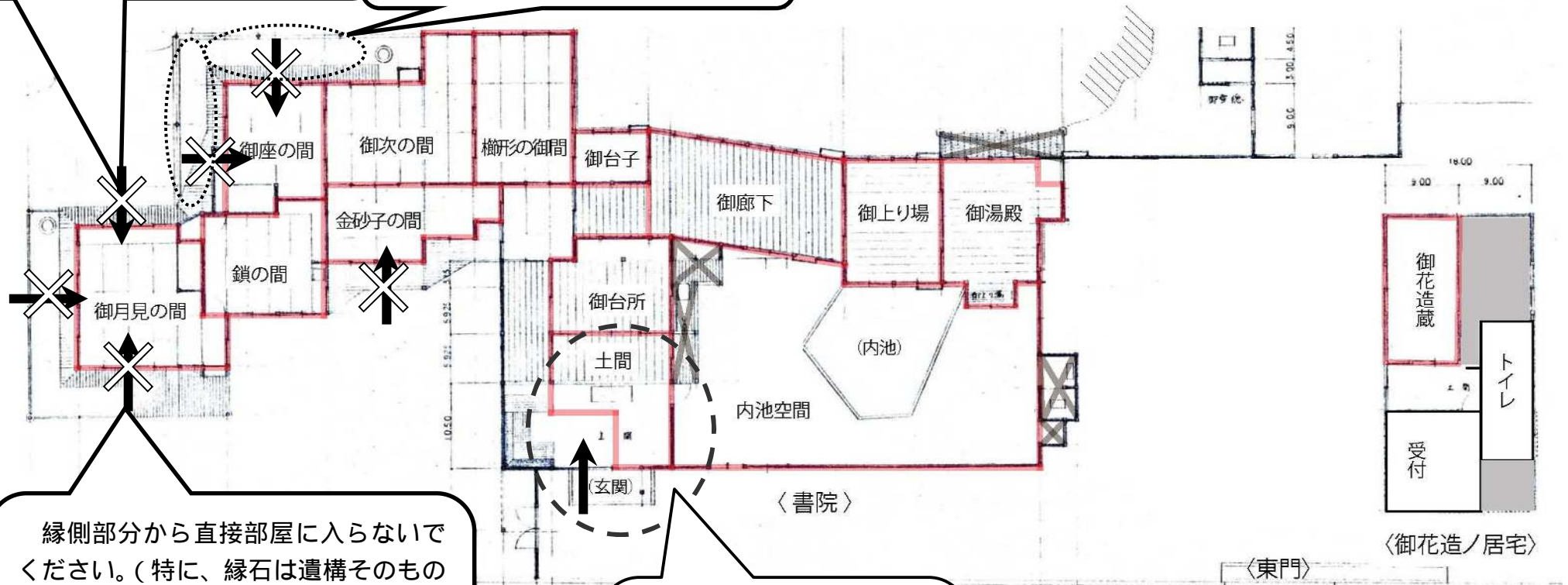


撮影許可場所及び許可条件 2

出書院からの出入り、腰掛、など決してしないでください。貴重な復元建造物です。荷物を置くなどの行為も禁止しています。

カメラマン含め、軒先には降りないでください。

芝生広場



縁側部分から直接部屋に入らないでください。(特に、縁石は遺構そのもので、かつ破損しやすい笏谷石です。) 入・退室は、必ず玄関からお願いします。

建物に入る際に必ず通る場所です。来園者の姿が見えたらすぐに、道を開け通行の妨げにならないように注意してください。

近年、校外学習や団体旅行が非常に多くなっております。入園者が来た際は、他の見学者の通路を必ず確保してください。見学者の室内鑑賞を阻害する行為は、絶対に止めてください。